

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）（令和2年12月14日時点）

山形市教育委員会

日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、山形県内においても感染拡大しております。また、受診についても一般の医療機関による検査体制が構築されています。

つきましては、5月14日付に発出している通知内容を一部見直しましたので、保護者の皆さまにも、お子さま及びご家族の健康状態の把握並びに感染症予防対策に対し、再度ご確認ください、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、感染者やその家族等への差別や偏見、誹謗中傷、詮索などあってはならないことです。感染を責める雰囲気が広がると、受診の遅れや感染を隠すなどの行動にもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。保護者や地域の皆様の冷静な対応をお願いいたします。

1 ご家庭での感染症予防対策について

- 毎朝、ご家庭でお子さま及びご家族の健康状態の確認と体温の測定をお願いします。
- 学校ではマスク着用を原則としますので、登下校時もマスク着用をお願いします。
- ご家庭においても、国が提案している「新しい生活様式」を参考に感染症対策をお願いします。
また、換気や空気の乾燥にも十分配慮してください。

2 お子さまの出席停止の取扱い等について

次のような場合、出席停止（欠席と扱わない）として対応いたしますので、すぐに学校に症状や理由等も含め連絡してください。

- 本人に風邪のような症状（発熱・のどの痛み・咳など）がある場合
⇒登校をひかえ、必ず受診前にかかりつけ医に電話で相談し、受診してください。
※土日に発熱等の症状がみられた場合は、受診相談センター（0120-88-0006 24時間対応）に相談してください。
⇒受診していない場合には、症状がなくなり2日を経過するまで自宅療養してください。
⇒かかりつけ医より上気道炎など感染症以外の診断を受けた場合には、療養期間など、かかりつけ医の指示に従ってください。

- お子さま及び同居家族等に感染者、濃厚接触者、PCR検査の受検対象者が発生した場合
⇒すぐに学校へ連絡をお願いします。その際、お子さまの症状や具体的な状況をお知らせください。
⇒学校が留守番電話の場合は、学校の緊急連絡先に連絡してください。
⇒新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健所からの健康状態や行動履歴等の聴き取り調査などがありますので、ご協力をお願いいたします。

- 発熱、頭痛、咳など感染が疑われる症状がある方が同居家族等にいるなど心配な状況がある場合
⇒【**県のレベル4または5**】
同居家族等の状況が問題ないと判明するまでお子さんの登校をひかえてください。
出席停止（欠席と扱わない）として対応しますので、学校に連絡して下さい。
⇒【**県のレベル1から3**】
大事をとりお子さんを自宅待機させる場合にも出席停止（欠席と扱わない）とすることができま
すので、学校にご相談ください。
※県のレベルとは、「山形県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）」になります。

3 臨時休業に関する考え方について

山形市においては、児童生徒の安全を第一に考え、保健所と相談の上、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、学校内での感染状況の把握が必要な場合には臨時休業の措置を行います。また感染拡大の可能性が低いと判断した段階で、臨時休業を解除します。